

佐賀大学学生生活実態調査における個人情報の取り扱いについて

(平成29年7月28日 学生委員会決定)

- 第1 平成29年度に実施する佐賀大学学生生活実態調査（以下「実態調査」という。）において取得する個人情報について、適切な管理を行うために次のとおり定める。
- 第2 実態調査は本学が導入している「Office 365 ポータル」を使い、学生の認証を行って実施する。
- 第3 実態調査で得られるデータは学籍番号等個人情報を外した上で、統計的処理を行い、その結果を利用し、分析する。
- 第4 学生の学籍番号等個人情報が含まれる統計処理を行う前のデータについて取り扱うことができる者は、次の者に限定する。
 - 1) 学生委員長（副学長）
 - 2) 実態調査 WG 長
 - 3) 学生生活課事務担当者
 - 4) その他学生委員長が必要と認めた者
- 第5 学籍番号等個人情報を外したデータであっても、少人数の集団のため、個人が特定される、又は特定する恐れがあるものについては、調査結果を公表しない。
- 第6 統計処理を行う前のデータは学生生活課において、厳重に管理する。